

令和8年2月定例教育委員会議事録

令和8年2月24日（火曜日）

奄美市教育委員会

令和8年2月定例教育委員会

開会の日時：令和8年2月24日(火曜日) 午前9時30分～午前10時15分

会議の場所：本庁舎6階中会議室

出席した委員及び事務局職員等の氏名

教 育 長	向 美 芳	教 育 部 長	當 田 栄 仁
		教 育 総 務 課 長	林 孝 浩
教育長職務代理	恵上 イサ子	学 校 教 育 課 長 補 佐	川 上 嘉 一
		学校給食センター所長	夜 差 輝 信
委 員	西 正 和	学び・スポーツ推進課長	押 川 裕 也
		文 化 財 課 長	宅 間 道 和
委 員	荒田 朋寿	住用地域教育課長	久保田貴美人
		笠利地域教育課長	對 知 健
委 員	和田 良子	企 画 総 務 係 長	小 野 桂 壽
		—	—

会議の順序

1 開 会

2 議 事

- (1) 「1月定例教育委員会議事録の承認」について
- (2) 委員、教育長等の業務報告について
- (3) 【議案第2号】奄美市教職員住宅管理規則の一部を改正する規則の制定について
【議案第3号】奄美市適応指導教室設置要綱の一部を改正する規則の制定について
【議案第4号】奄美市児童生徒の出席停止の手続等に関する規則の一部を改正する規則
の制定について
【報告第1号】住用町内学校の在り方について

3 その他

令和 8 年 2 月定例教育委員会議事録概要

教育長	(開会午前 9 時 30 分) おはようございます。2 月 16 日に住用町内学校の在り方検討委員会から答申が提出されました。住民説明会では、学校がなくなると地域が廃れるという意見が結構強めに出てきました。今後そうした意見などを参考にしながら進めていきたいと思っています。今、少子化、教員不足と課題が多いですが、地域と子どもを結ぶ配慮が大事かと思います。来年度準備委員会を立ち上げる予定ですが、地域が廃れることがないように配慮しながら進めていきたいと思っています。 それでは、ただいまから令和 8 年 2 月定例教育委員会を始めさせていただきます。 委員の皆さまにはご審議の程、宜しく申し上げます。 今月の議事録の署名委員を、恵上委員と荒田委員にお願いします。それでは、議事に入ります。 始めに、「1 月定例教育委員会議事録の承認」について事務局から説明をお願いします。
企画総務係長	「1 月定例教育委員会議事録」について事務局から説明
教育長	ただ今、1 月定例教育委員会議事録について説明がありましたが、御意見、御質問等ございませんか。 (委員「なし」の声) ないようですので「1 月定例教育委員会議事録」について承認をいたします。次に、教育長及び教育部長の業務報告をお願いします。
教育部長 教育長	～業務報告～ 教育長、教育部長の業務報告がございましたが、これにつきまして、御意見等ございませんか。

教育長	(委員「なし」の声) ないようですので、教育長及び教育部長の業務報告について承認するものいたします。 次に、各委員からの業務報告をお願いします。 ～各委員報告～ それではこれで委員の報告を終了します。
教育総務課長 教育長	これから議案の審議に移ります。 議案第２号「奄美市教職員住宅管理規則の一部を改正する規則の制定」について議題とします。事務局から説明をお願いします。 ～議案第２号について説明～ ただいま、事務局から説明がありましたが、御意見ご質問等ございませんか。
荒田委員	教職員住宅として使わなくなった後の利用方法についてお聞かせください。
教育総務課長	現在、教育委員会所管の管理として行政財産として使っていますが、例えば一人親世帯の方とか、DVにあっている方もしくは生活保護を受けている方等で、関連施設に入られない方や家庭の事情でお困りの方等、福祉関係から要望が多くあり、すでに何ヶ所かお貸ししているところです。老朽化の為、今後、教職員住宅として活用が厳しいものについては、広く利用できるよう関連する部署に提供して、今後、普通財産に転用したうえで活用していただけたらと思います。
荒田委員	資料の１６ページに住宅の一覧がありますが、利用されていない教職員住宅の今後の活用方法についてお聞かせください。

教育総務課長	住宅一覧の中には、確かに老朽化して住まれてない住宅もございます。これを改修して整備することも可能ですが、その為には大きな予算を伴いますので、地域の実情に応じて整備の方向性を定め、必要に応じて順次入居できるよう整備を進めていきたいと思ひます。また、今後は民間住宅の活用を含め、教職員住宅の利用の在り方について検討していければと思ひます。
荒田委員	一昨年ぐらいに、使われてない教職員住宅を民間への転用を進めるような話もあったかと思ひますが、それについてお伺ひします。
教育総務課長	すでに根瀬部住宅などは同じように老朽化が激しくなっており、一昨年に用途を廃止して民間に貸し出しを行っております。また、直近でも民間から借りることができないかという話もありますので、その住宅の状況などを総合的に判断して対応可能か検討していきたいと考えております。
教育長	他にご意見ご質問等ございませんか。 (委員「なし」の声) ないようですので、異議なしと認め、議案第２号「奄美市教職員住宅管理規則の一部を改正する規則の制定」については、承認するものとします。 次に、議案第３号「奄美市適応指導教室設置要綱の一部を改正する規則の制定」について議題とします。事務局から説明をお願いします。
学校教育課 教育長	～議案第３号について説明～ ただいま、事務局から説明がありましたが、御意見ご質問等ございませんか。 (委員「なし」の声)

教育長	ないようですので、異議なしと認め、議案第 3 号「奄美市適応指導教室設置要綱の一部を改正する規則の制定」については、承認するものとします。
学校教育課 教育長	議案第 4 号「奄美市児童生徒の出席停止の手続等に関する規則の一部を改正する規則の制定」について議題とします。事務局から説明をお願いします。 ～議案第 4 号について説明～ ただいま、事務局から説明がありましたが、御意見ご質問等ございませんか。
	(委員「なし」の声) ないようですので、異議なしと認め、議案第 4 号「奄美市児童生徒の出席停止の手続等に関する規則の一部を改正する規則の制定」については、承認するものとします。
住用地域教育課長	次に、報告第 1 号「住用町内学校の在り方」について議題とします。事務局から説明をお願いします。 ～報告第 1 号について説明～ ただいま、事務局から説明がありましたが、御意見ご質問等ございませんか。
荒田委員	統合の時期についてお伺いします。
住用地域教育課長	準備委員会の中での決定事項がありますので、そこで決定していきたいと思っております。
恵上委員	保護者と地域の人たちとの意見の相違等お伺いします。
住用地域教育課長	地域は学校がなくなると地域が廃れるのではという地域存続

	の意見、そして学校と連携してきた分、行事など地域に根ざしている部分について懸念された意見。また保護者は学校が統合されることで、負担軽減や利便性を求めている部分、さらには少人数の学校であっても、みんなで一緒に学校生活が送れることで協調性が育まれ、切磋琢磨して学習していただきたいという意見が多かったように思います。
和田委員	その統合後の新学校について東城小中学校が今望ましいとされていますが、それ以外の廃校となった学校の利用方法等、今後どうしていくかも検討委員会で決めていくのでしょうか。
住用地域教育課長	準備委員会の中で、既存施設の利活用も含めてどういった活用方法が図れるか協議していきます。
教育長	他に御意見ご質問等ございませんか。 （委員「なし」の声） ないようですので、異議なしと認め、報告第1号「住用町内学校の在り方」については、承認するものとします。
教育長	これで議事を終了し、「その他の項目」に移ります。 学校教育課より事案の説明をお願いします。
学校教育課	いじめ防止対策推進法第28条に基づく重大事態に該当する事案について概要説明を行った。当該事案の発生経過及び現状、今後の調査体制について説明し、法及びガイドラインに基づき適切に対応する方針を確認した。本件は個人情報保護の観点から、概要のみ説明を行う。
教育長 各課報告	次に、各課から業務推進状況等について説明をお願いします。 教育総務課長、学校教育課長、学校給食センター所長、学び・スポーツ推進課長、文化財課長、住用地域教育課長、笠利地域教育課長

教育長	それでは、これまでの各課業務推進状況等について御質問等ございませんか。 (委員「なし」の声) それでは、最後に教育総務課から来月の定例教育委員会の日程について提案をお願いします。
企画総務係長	令和 8 年 3 月定例教育委員会日程について、3 月 23 日、月曜日、午前 9 時 30 分から本庁舎 6 階会議室での開催を提案いたします。
教育長	ただ今提案がございましたが、定例教育委員会は 3 月 23 日、月曜日、午前 9 時 30 分から本庁舎 6 階会議室ということで来月もご協力をよろしくお願いいたします。 以上で、2 月の定例教育委員会を終わります。 (閉会：午前 10 時 15 分)

令和8年2月定例教育委員会資料

令和8年2月24日（火曜日）

奄美市教育委員会

議事・報告内容（令和８年２月定例教育委員会）

議案番号	件名	提案理由	審議の状況	採決の次第
議案第２号	奄美市教職員住宅管理規則の一部を改正する規則の制定について	奄美市教職員住宅管理規則の一部を改正する規則の制定について議案し承認を求める。	特記事項特になし	承認
議案第３号	奄美市適応指導教室設置要綱の一部を改正する規則の制定について	奄美市適応指導教室設置要綱の一部を改正する規則の制定について議案し承認を求める。	特記事項特になし	承認
議案第４号	奄美市児童生徒の出席停止の手續等に関する規則の一部を改正する規則の制定について	奄美市児童生徒の出席停止の手續等に関する規則の一部を改正する規則の制定について議案し承認を求める。	特記事項特になし	承認
報告第１号	住用町内学校の在り方について	住用町内学校の在り方について報告し承認を求める。	特記事項特になし	承認

議案第 2 号

奄美市教職員住宅管理規則の一部を改正する規則の制定について

奄美市教職員住宅管理規則の一部を改正する規則を次のように制定したいので、奄美市教育委員会の行政組織等に関する規則（平成18年教育委員会規則第1号）第10条の規定により議決を求める。

令和 8 年 2 月 24 日 提出

奄美市教育委員会教育長 向 美 芳

奄美市教職員住宅管理規則の一部を改正する規則

奄美市教職員住宅管理規則（平成18年奄美市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表1 名瀬管内中4の項を削り、5の項を第4の項とし、6の項から16の項までを1項ずつ繰り上げ、同表中

「

名瀬管内小計：16棟	53	—	—	—	—	—
------------	----	---	---	---	---	---

」を

「

名瀬管内小計：15棟	47	—	—	—	—	—
------------	----	---	---	---	---	---

」に

改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

長浜教職員住宅 1 号棟の用途廃止について

【施設概要】

所在地：奄美市名瀬長浜町 33 番地 1 号 構造：RC 造 5 階（30 戸中 6 戸）

建築年度：昭和 49 年度

床面積：49 m²/戸

施設内容：名瀬小学校付き教職員住宅

【経緯】

昭和 49 年度に 1 棟 30 戸で建築

平成 23 年度に入居率の落ち込みにより 8 戸を定住促進住宅へと転用

平成 25 年度に 16 戸を定住促進住宅へと転用

令和 6 年 4 月 老朽化等により新規入居を停止し入居戸数が 1 戸となる

令和 7 年 2 月 生活保護受給者に関する市民の避難住宅として福祉部
より利用相談があり、最終的に受給者本人の転居先として
一時利用許可（未入居のまま対象者死亡）

令和 7 年 8 月 老朽化を勘案し入居中 1 世帯を 2 号棟へ転居対応したことに
より教職員の入居者 0 名

令和 7 年 11 月 ①火災による住宅確保困難者に対する一時的住宅として相談・
利用許可（２～３日程度で退去）

②DV 避難者に対する一時利用相談・利用許可（1 月上旬退去）

【今後の利用について】

長浜教職員住宅 1 号棟は築 50 年以上が経過し老朽化しており、建築時と比べ近隣の民間住宅の整備状況も改善等しているため入居率が低下してきていた。老朽化対策を行うために多額の費用を要することが想定され、整備計画の目途もない状況であることから安全面を考慮すると教職員への住居提供は困難であると判断される。

一方で、保健福祉部が福祉住宅等への活用の意向を示していることから、教職員住宅としての用途を廃止し、福祉住宅へと転用するため教職員住宅管理規則を改正したい。

新旧対照表

○奄美市教職員住宅管理規則（平成18年3月20日教育委員会規則第8号）

新	旧
○奄美市教職員住宅管理規則 平成18年3月20日教育委員会規則第8号 改正 平成20年4月1日教委規則第3号の2 平成21年4月1日教委規則第2号 平成22年4月1日教委規則第1号 平成22年10月28日教委規則第2号 平成23年2月25日教委規則第1号の2 平成25年8月26日教委規則第4号 平成28年10月27日教委規則第3号の2 平成30年4月23日教委規則第5号 令和2年2月1日教委規則第1号 令和2年4月1日教委規則第6号 令和3年3月22日教委規則第3号 令和3年5月21日教委規則第4号 令和4年3月22日教委規則第3号 令和6年2月26日教委規則第2号 令和6年9月1日教委規則第5号 令和8年○月○日教委規則第○号 奄美市教職員住宅管理規則 （趣旨） 第1条 この規則は、奄美市教職員住宅（以下「教職員住宅」という。）の管理及び共同施設の管理について、必要な事項を定めるものとする。 （入居資格） 第2条 教職員住宅に入居することができる者は、次のとおりとする。 （1） 奄美市立小学校、中学校に勤務する教職員（校長を含む。以下同じ。）	○奄美市教職員住宅管理規則 平成18年3月20日教育委員会規則第8号 改正 平成20年4月1日教委規則第3号の2 平成21年4月1日教委規則第2号 平成22年4月1日教委規則第1号 平成22年10月28日教委規則第2号 平成23年2月25日教委規則第1号の2 平成25年8月26日教委規則第4号 平成28年10月27日教委規則第3号の2 平成30年4月23日教委規則第5号 令和2年2月1日教委規則第1号 令和2年4月1日教委規則第6号 令和3年3月22日教委規則第3号 令和3年5月21日教委規則第4号 令和4年3月22日教委規則第3号 令和6年2月26日教委規則第2号 令和6年9月1日教委規則第5号 奄美市教職員住宅管理規則 （趣旨） 第1条 この規則は、奄美市教職員住宅（以下「教職員住宅」という。）の管理及び共同施設の管理について、必要な事項を定めるものとする。 （入居資格） 第2条 教職員住宅に入居することができる者は、次のとおりとする。 （1） 奄美市立小学校、中学校に勤務する教職員（校長を含む。以下同じ。）

で住宅に困窮しているもの (2) この規則に定める入居料を支払う能力を有する者 (3) その他、教育委員会が特に入居を必要と認めた者 (入居申込み及び許可) 第3条 前条に規定する入居資格のある者で教職員住宅に入居しようとするもの(以下「入居申込者」という。)は、教職員住宅入居許可申請書を奄美市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に提出して、その許可を受けなければならない。 (入居決定者の選考) 第4条 教育委員会は、入居の申込みをした者の数が入居させるべき教職員住宅の戸数を超えないときは、入居の申込みをした者をもって入居決定者とする。 2 教育委員会は、入居の申込みをした者の数が入居させるべき教職員住宅の数を超えるときは、入居申込者の中から家族その他の事情を審査の上、当該教職員住宅の入居者を決定する。 (入居の許可) 第5条 教育委員会は、前条の規定により決定した入居決定者に対して、教職員住宅入居許可書を交付することにより入居を許可する。 (入居の手続) 第6条 前条の規定により教職員住宅の入居を許可された者(以下「入居許可者」という。)は、許可のあった日から10日以内に誓約書を教育委員会に提出しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない事情にあると認めるときは、教育委員会が指定する日まで手続を延期することができる。 (入居の許可の取消し) 第7条 教育委員会は、入居許可者が前条の手続をしないときは、入居の許可を取り消すことができる。 (入居料の額) 第8条 教職員住宅の入居料は、別表のとおりとする。 (入居料の納付)	で住宅に困窮しているもの (2) この規則に定める入居料を支払う能力を有する者 (3) その他、教育委員会が特に入居を必要と認めた者 (入居申込み及び許可) 第3条 前条に規定する入居資格のある者で教職員住宅に入居しようとするもの(以下「入居申込者」という。)は、教職員住宅入居許可申請書を奄美市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に提出して、その許可を受けなければならない。 (入居決定者の選考) 第4条 教育委員会は、入居の申込みをした者の数が入居させるべき教職員住宅の戸数を超えないときは、入居の申込みをした者をもって入居決定者とする。 2 教育委員会は、入居の申込みをした者の数が入居させるべき教職員住宅の数を超えるときは、入居申込者の中から家族その他の事情を審査の上、当該教職員住宅の入居者を決定する。 (入居の許可) 第5条 教育委員会は、前条の規定により決定した入居決定者に対して、教職員住宅入居許可書を交付することにより入居を許可する。 (入居の手続) 第6条 前条の規定により教職員住宅の入居を許可された者(以下「入居許可者」という。)は、許可のあった日から10日以内に誓約書を教育委員会に提出しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない事情にあると認めるときは、教育委員会が指定する日まで手続を延期することができる。 (入居の許可の取消し) 第7条 教育委員会は、入居許可者が前条の手続をしないときは、入居の許可を取り消すことができる。 (入居料の額) 第8条 教職員住宅の入居料は、別表のとおりとする。 (入居料の納付)
---	---

第9条 入居料は、第5条の規定により入居の許可をした日から徴収する。 2 入居料は、毎月25日までにその月分を納付書により納付しなければならない。 3 入居許可者が新たに教職員住宅に入居した場合又は教職員住宅に入居した者（以下「入居者」という。）が教職員住宅を退去した場合において、その月の使用期間が1月に満たないときは、その月の入居料は、日割計算とする。（入居料の延納及び減免） 第10条 教育委員会は、災害その他特別の事情がある場合において、入居料の延納又は減免を必要と認める者に対しては、当該入居料を延納させ、又は減免することができる。 2 前項に規定する入居料の延納又は減免の申請をしようとする者は、その理由を記載した教職員住宅入居料延納（減免）申請書を教育委員会に提出しなければならない。 3 前項の申請書には、その理由を証する書類を添付しなければならない。（入居者の費用負担義務） 第11条 次の費用は、入居者の負担とする。 （1）電気ガス及び水道の使用料 （2）汚物及びじんかい処理に要する費用 （3）共同施設の使用に要する費用 （4）畳の表替等に要する費用 2 入居者の責めに帰すべき理由により障子及びふすまの張替え又は家屋の壁、基礎、土台、柱、床、はり、ガラス、屋根及び階段並びに家屋の内部の給水施設、排水施設、電気施設その他附帯施設の修繕をする必要が生じたときは、入居者が修繕しなければならない。（入居者の保管義務） 第12条 入居者は、当該住宅又は共同施設の使用について善良な管理者の注意を払い、これを正常な状態において維持しなければならない。 2 入居者は、当該住宅又は共同施設について滅失又は損傷があった場合は、教職員住宅滅失（損傷）報告書により、その状況を教育委員会に報告しな	第9条 入居料は、第5条の規定により入居の許可をした日から徴収する。 2 入居料は、毎月25日までにその月分を納付書により納付しなければならない。 3 入居許可者が新たに教職員住宅に入居した場合又は教職員住宅に入居した者（以下「入居者」という。）が教職員住宅を退去した場合において、その月の使用期間が1月に満たないときは、その月の入居料は、日割計算とする。（入居料の延納及び減免） 第10条 教育委員会は、災害その他特別の事情がある場合において、入居料の延納又は減免を必要と認める者に対しては、当該入居料を延納させ、又は減免することができる。 2 前項に規定する入居料の延納又は減免の申請をしようとする者は、その理由を記載した教職員住宅入居料延納（減免）申請書を教育委員会に提出しなければならない。 3 前項の申請書には、その理由を証する書類を添付しなければならない。（入居者の費用負担義務） 第11条 次の費用は、入居者の負担とする。 （1）電気ガス及び水道の使用料 （2）汚物及びじんかい処理に要する費用 （3）共同施設の使用に要する費用 （4）畳の表替等に要する費用 2 入居者の責めに帰すべき理由により障子及びふすまの張替え又は家屋の壁、基礎、土台、柱、床、はり、ガラス、屋根及び階段並びに家屋の内部の給水施設、排水施設、電気施設その他附帯施設の修繕をする必要が生じたときは、入居者が修繕しなければならない。（入居者の保管義務） 第12条 入居者は、当該住宅又は共同施設の使用について善良な管理者の注意を払い、これを正常な状態において維持しなければならない。 2 入居者は、当該住宅又は共同施設について滅失又は損傷があった場合は、教職員住宅滅失（損傷）報告書により、その状況を教育委員会に報告しな
--	--

ればならない。	ればならない。
3 入居者が自己の責めに帰すべき理由によって住宅又は共同施設を滅失し、又は損傷したときは、教育委員会の指示により、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。 (入居者の権利譲渡の禁止)	3 入居者が自己の責めに帰すべき理由によって住宅又は共同施設を滅失し、又は損傷したときは、教育委員会の指示により、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。 (入居者の権利譲渡の禁止)
第13条 入居者は、教職員住宅を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡してはならない。ただし、教育委員会の承認を得たときは、住宅の一部を他の者に貸することができる。 (用途外使用等の禁止)	第13条 入居者は、教職員住宅を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡してはならない。ただし、教育委員会の承認を得たときは、住宅の一部を他の者に貸することができる。 (用途外使用等の禁止)
第14条 入居者は、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。ただし、あらかじめ教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。 (1) 教職員住宅の一部を住宅以外の用途に使用すること。 (2) 教職員住宅の模様替えをし、又は増築すること。 (入居者の承認事項等の手続)	第14条 入居者は、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。ただし、あらかじめ教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。 (1) 教職員住宅の一部を住宅以外の用途に使用すること。 (2) 教職員住宅の模様替えをし、又は増築すること。 (入居者の承認事項等の手続)
第15条 第13条ただし書及び前条ただし書に規定する承認を受けようとする者は、教職員住宅転貸申請書又は教職員住宅の用途変更（模様替え・増築）申請書により教育委員会に提出しなければならない。 (退去の手続)	第15条 第13条ただし書及び前条ただし書に規定する承認を受けようとする者は、教職員住宅転貸申請書又は教職員住宅の用途変更（模様替え・増築）申請書により教育委員会に提出しなければならない。 (退去の手続)
第16条 入居者は、教職員住宅を退去するときは、教職員住宅退去届により7日前までにその旨を教育委員会に届け出て、教育委員会の指定する者の検査を受けなければならない。 (明渡しの請求)	第16条 入居者は、教職員住宅を退去するときは、教職員住宅退去届により7日前までにその旨を教育委員会に届け出て、教育委員会の指定する者の検査を受けなければならない。 (明渡しの請求)
第17条 教育委員会は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該入居者に対して入居の許可を取り消し、教職員住宅の明渡しを請求することができる。 (1) 入居者が入居の資格を失った場合において必要があるとき。 (2) 不正の行為によって入居したとき。 (3) 入居料を3月以上滞納したとき。 (4) 正当な理由によらないで15日以上住宅を使用しないとき。	第17条 教育委員会は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該入居者に対して入居の許可を取り消し、教職員住宅の明渡しを請求することができる。 (1) 入居者が入居の資格を失った場合において必要があるとき。 (2) 不正の行為によって入居したとき。 (3) 入居料を3月以上滞納したとき。 (4) 正当な理由によらないで15日以上住宅を使用しないとき。

(5) 教職員住宅又は共同施設を故意に損傷したとき。 (6) この規則に違反したとき。 2 前項の規定によって入居の許可を取り消され、教職員住宅の明渡しの請求を受けた入居者は、速やかに、当該住宅を明け渡さなければならない。この場合において、入居者は、明渡しの請求を受けた日の翌日から明渡しの日まで入居料相当額の金額を損害賠償として支払わなければならない。 (工作物の処置) 第18条 教職員住宅を退去し、又は明け渡す場合において、第14条ただし書の規定による工作物がある場合においては、入居者は、現状のまま市へ無償で移譲するか、又は自らの費用でこれを撤去して原形に復さなければならない。 (検査人等) 第19条 教育委員会は、教職員住宅の管理上必要があると認めるときは、特に指定した者に教職員住宅の検査をさせ、又は入居者に対して適切な指示をさせることができる。 2 前項の検査において、現に入居している教職員住宅に立ち入るときは、あらかじめ、当該入居者の同意を得なければならない。 3 第1項の規定により検査に当たる者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。 (入居者の書類提出の経由) 第20条 入居者がこの規則によって教育委員会に提出する書類は、全て所属学校長を経由しなければならない。 (様式) 第21条 この規則の施行に必要な様式等は、別に定める。 (補則) 第22条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が定める。 附 則 (施行期日) 1 この規則は、平成18年3月20日から施行する。 (経過措置)	(5) 教職員住宅又は共同施設を故意に損傷したとき。 (6) この規則に違反したとき。 2 前項の規定によって入居の許可を取り消され、教職員住宅の明渡しの請求を受けた入居者は、速やかに、当該住宅を明け渡さなければならない。この場合において、入居者は、明渡しの請求を受けた日の翌日から明渡しの日まで入居料相当額の金額を損害賠償として支払わなければならない。 (工作物の処置) 第18条 教職員住宅を退去し、又は明け渡す場合において、第14条ただし書の規定による工作物がある場合においては、入居者は、現状のまま市へ無償で移譲するか、又は自らの費用でこれを撤去して原形に復さなければならない。 (検査人等) 第19条 教育委員会は、教職員住宅の管理上必要があると認めるときは、特に指定した者に教職員住宅の検査をさせ、又は入居者に対して適切な指示をさせることができる。 2 前項の検査において、現に入居している教職員住宅に立ち入るときは、あらかじめ、当該入居者の同意を得なければならない。 3 第1項の規定により検査に当たる者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。 (入居者の書類提出の経由) 第20条 入居者がこの規則によって教育委員会に提出する書類は、全て所属学校長を経由しなければならない。 (様式) 第21条 この規則の施行に必要な様式等は、別に定める。 (補則) 第22条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が定める。 附 則 (施行期日) 1 この規則は、平成18年3月20日から施行する。 (経過措置)
--	--

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の名瀬市営教職員住宅管理規則（昭和40年名瀬市教育委員会規則第1号）、住用村教員住宅管理規則（昭和59年住用村教育委員会規則第1号）又は笠利町教員住宅の設置及び管理に関する規則（平成8年笠利町教育委員会規則第3号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。 附 則（平成20年4月1日教委規則第3号の2） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（平成21年4月1日教委規則第2号） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（平成22年4月1日教委規則第1号） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（平成22年10月28日教委規則第2号） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（平成23年2月25日教委規則第1号の2） この規則は、平成23年4月1日から施行する。 附 則（平成25年8月26日教委規則第4号） この規則は、平成25年9月1日から施行する。 附 則（平成28年10月27日教委規則第3号の2） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（平成30年4月23日教委規則第5号） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（令和2年2月1日教委規則第1号） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（令和2年4月1日教委規則第6号） この規則は、令和2年4月1日から施行する。 附 則（令和3年3月22日教委規則第3号） この規則は、令和3年4月1日から施行する。 附 則（令和3年5月21日教委規則第4号）	2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の名瀬市営教職員住宅管理規則（昭和40年名瀬市教育委員会規則第1号）、住用村教員住宅管理規則（昭和59年住用村教育委員会規則第1号）又は笠利町教員住宅の設置及び管理に関する規則（平成8年笠利町教育委員会規則第3号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。 附 則（平成20年4月1日教委規則第3号の2） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（平成21年4月1日教委規則第2号） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（平成22年4月1日教委規則第1号） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（平成22年10月28日教委規則第2号） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（平成23年2月25日教委規則第1号の2） この規則は、平成23年4月1日から施行する。 附 則（平成25年8月26日教委規則第4号） この規則は、平成25年9月1日から施行する。 附 則（平成28年10月27日教委規則第3号の2） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（平成30年4月23日教委規則第5号） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（令和2年2月1日教委規則第1号） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（令和2年4月1日教委規則第6号） この規則は、令和2年4月1日から施行する。 附 則（令和3年3月22日教委規則第3号） この規則は、令和3年4月1日から施行する。 附 則（令和3年5月21日教委規則第4号）
---	---

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年3月22日教委規則第3号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和6年2月26日教委規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年9月1日教委規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和8年〇月〇日教委規則第〇号）

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第8条関係）

1 名瀬管内

番号	建設 年度	所在地	戸数	1戸当 たり入 居料月 額 (円)	1戸当 たり面 積 (㎡)	構造	事業	備考
1	昭和 42年 度	奄美市名瀬大 字小宿904番 地1	2	5,000	40.00	補強コン クリート ブロック 造平屋建 て	奄美群 島振興 事業	小宿 小 小宿 中
2	昭和 44年 度	奄美市名瀬浦 上町7番地3	1	6,000	50.00	補強コン クリート ブロック 造平屋建 て	奄美群 島振興 事業	朝日 小
3	昭和 45年 度	奄美市名瀬大 字有良61番地	1	6,000	50.00	補強コン クリート ブロック	奄美群 島振興 事業	芦花 部小

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年3月22日教委規則第3号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和6年2月26日教委規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年9月1日教委規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第8条関係）

1 名瀬管内

番号	建設 年度	所在地	戸数	1戸当 たり入 居料月 額 (円)	1戸当 たり面 積 (㎡)	構造	事業	備考
1	昭和 42年 度	奄美市名瀬大 字小宿904番 地1	2	5,000	40.00	補強コン クリート ブロック 造平屋建 て	奄美群 島振興 事業	小宿 小 小宿 中
2	昭和 44年 度	奄美市名瀬浦 上町7番地3	1	6,000	50.00	補強コン クリート ブロック 造平屋建 て	奄美群 島振興 事業	朝日 小
3	昭和 45年 度	奄美市名瀬大 字有良61番地	1	6,000	50.00	補強コン クリート ブロック	奄美群 島振興 事業	芦花 部小

						造平屋建 て		
4	昭和 50年 度	奄美市名瀬長 浜町33番地2 号	20	14,000	49.00	鉄筋コン クリート 造5階建 て	へき地 教員宿 舎建築 事業	名瀬 小
5	昭和 53年 度	奄美市名瀬大 字小宿904番 地1	2	14,000	60.00	鉄筋コン クリート 造平屋建 て	へき地 教員宿 舎建築 事業	小宿 小 小宿中
6	昭和 53年 度	奄美市名瀬大 字小湊264番 地	2	14,000	60.00	鉄筋コン クリート 造平屋建 て	へき地 教員宿 舎建築 事業	小湊 小
7	昭和 56年 度	奄美市名瀬大 字芦花部586 番地	2	16,000	60.00	鉄筋コン クリート 造平屋建 て	へき地 教員宿 舎建築 事業	芦花 部小
8	昭和 57年 度	奄美市名瀬大 字西仲勝198 番地（前勝）	3	18,000	60.00	鉄筋コン クリート 造平屋建 て	へき地 教員宿 舎建築 事業	大川 小 大川中
9	昭和 59年 度	奄美市名瀬浦 上町7番地3	2	19,000	60.00	鉄筋コン クリート 造2階建	へき地 教員宿 舎建築	朝日 中

						造平屋建 て		
4	昭和 49年 度	奄美市名瀬長 浜町33番地1 号	6	14,000	49.00	鉄筋コン クリート 造5階建 て	へき地 教員宿 舎建築 事業	名瀬 小
5	昭和 50年 度	奄美市名瀬長 浜町33番地2 号	20	14,000	49.00	鉄筋コン クリート 造5階建 て	へき地 教員宿 舎建築 事業	名瀬 小
6	昭和 53年 度	奄美市名瀬大 字小宿904番 地1	2	14,000	60.00	鉄筋コン クリート 造平屋建 て	へき地 教員宿 舎建築 事業	小宿 小 小宿中
7	昭和 53年 度	奄美市名瀬大 字小湊264番 地	2	14,000	60.00	鉄筋コン クリート 造平屋建 て	へき地 教員宿 舎建築 事業	小湊 小
8	昭和 56年 度	奄美市名瀬大 字芦花部586 番地	2	16,000	60.00	鉄筋コン クリート 造平屋建 て	へき地 教員宿 舎建築 事業	芦花 部小
9	昭和 57年 度	奄美市名瀬大 字西仲勝198 番地（前勝）	3	18,000	60.00	鉄筋コン クリート 造平屋建 て	へき地 教員宿 舎建築 事業	大川 小 大川中
10	昭和 59年 度	奄美市名瀬浦 上町7番地3	2	19,000	60.00	鉄筋コン クリート 造2階建	へき地 教員宿 舎建築	朝日 中

						て	事業	
10	昭和 60年 度	奄美市名瀬大 字崎原425番 地 2	2	19,000	60.00	鉄筋コン クリート 造平屋建 て	へき地 教員宿 舎建築 事業	崎原 小
11	昭和 61年 度	奄美市名瀬浦 上町 7 番地 3	2	19,000	60.00	鉄筋コン クリート 造 2 階建 て	へき地 教員宿 舎建築 事業	朝日 小
12	平成 10年 度	奄美市名瀬大 字崎原630番 地 1	2	23,000	66.645	鉄筋コン クリート 造平屋建 て	辺地对 策事業	崎原 中
13	平成 13年 度	奄美市名瀬平 田町 6 番16号	2	27,000	78.50	鉄筋コン クリート 造 2 階建 て	へき地 教員宿 舎建築 事業	名瀬 中
14	平成 15年 度	奄美市名瀬大 熊町16番地 9	2	27,600	79.95	鉄筋コン クリート 造 2 階建 て	大熊土 地区画 整理事 業に伴 う改築 事業	朝日 小朝 日中
15	平成 19年 度	奄美市名瀬大 字知名瀬2286 番地	2	28,000	160.00	鉄筋コン クリート 造 2 階建 て	安全・ 安心な 学校づ くり交 付金	知根 小
名瀬管内小計：15棟			47	—	—	—	—	—

						て	事業	
11	昭和 60年 度	奄美市名瀬大 字崎原425番 地 2	2	19,000	60.00	鉄筋コン クリート 造平屋建 て	へき地 教員宿 舎建築 事業	崎原 小
12	昭和 61年 度	奄美市名瀬浦 上町 7 番地 3	2	19,000	60.00	鉄筋コン クリート 造 2 階建 て	へき地 教員宿 舎建築 事業	朝日 小
13	平成 10年 度	奄美市名瀬大 字崎原630番 地 1	2	23,000	66.645	鉄筋コン クリート 造平屋建 て	辺地对 策事業	崎原 中
14	平成 13年 度	奄美市名瀬平 田町 6 番16号	2	27,000	78.50	鉄筋コン クリート 造 2 階建 て	へき地 教員宿 舎建築 事業	名瀬 中
15	平成 15年 度	奄美市名瀬大 熊町16番地 9	2	27,600	79.95	鉄筋コン クリート 造 2 階建 て	大熊土 地区画 整理事 業に伴 う改築 事業	朝日 小朝 日中
16	平成 19年 度	奄美市名瀬大 字知名瀬2286 番地	2	28,000	160.00	鉄筋コン クリート 造 2 階建 て	安全・ 安心な 学校づ くり交 付金	知根 小
名瀬管内小計：16棟			53	—	—	—	—	—

2 住用町管内

番号	建設年度	所在地	戸数	1戸当たり入居料月額 (円)	1戸当たり面積 (㎡)	構造	事業	備考
1	昭和49年度	奄美市住用町大字東仲間146番地	1	7,700	50.00	鉄骨造平屋建て	へき地教員宿舍建築事業	東城小
2	昭和50年度	奄美市住用町大字石原170番地	1	7,700	50.00	鉄骨造平屋建て	へき地教員宿舍建築事業	住用中
3	昭和54年度	奄美市住用町大字西仲間96番地	1	8,200	50.00	鉄骨造平屋建て	へき地教員宿舍建築事業	住用中
4	昭和55年度	奄美市住用町大字市幸田1番地	1	10,300	50.00	鉄骨造平屋建て	へき地教員宿舍建築事業	市小
5	昭和57年度	奄美市住用町大字西仲間96番地	1	11,300	60.00	鉄骨造平屋建て	へき地教員宿舍建築事業	住用小
6	昭和58年度	奄美市住用町大字山間398番地	1	12,400	60.00	鉄骨造平屋建て	へき地教員宿舍建築事業	住用中

2 住用町管内

番号	建設年度	所在地	戸数	1戸当たり入居料月額 (円)	1戸当たり面積 (㎡)	構造	事業	備考
1	昭和49年度	奄美市住用町大字東仲間146番地	1	7,700	50.00	鉄骨造平屋建て	へき地教員宿舍建築事業	東城小
2	昭和50年度	奄美市住用町大字石原170番地	1	7,700	50.00	鉄骨造平屋建て	へき地教員宿舍建築事業	住用中
3	昭和54年度	奄美市住用町大字西仲間96番地	1	8,200	50.00	鉄骨造平屋建て	へき地教員宿舍建築事業	住用中
4	昭和55年度	奄美市住用町大字市幸田1番地	1	10,300	50.00	鉄骨造平屋建て	へき地教員宿舍建築事業	市小
5	昭和57年度	奄美市住用町大字西仲間96番地	1	11,300	60.00	鉄骨造平屋建て	へき地教員宿舍建築事業	住用小
6	昭和58年度	奄美市住用町大字山間398番地	1	12,400	60.00	鉄骨造平屋建て	へき地教員宿舍建築事業	住用中

7	昭和 60年 度	奄美市住用町 大字川内大川 原1057番地	1	13,400	60.00	鉄筋コン クリート 造平屋建 て	へき地 教員宿 舎建築 事業	東城 中
8	昭和 61年 度	奄美市住用町 大字城198番 地	1	13,400	60.00	鉄筋コン クリート 造平屋建 て	へき地 教員宿 舎建築 事業	東城 中
9	昭和 61年 度	奄美市住用町 大字川内大川 原1057番地	1	13,400	60.00	鉄筋コン クリート 造平屋建 て	へき地 教員宿 舎建築 事業	東城 中
10	昭和 62年 度	奄美市住用町 大字西仲間92 番地1	1	13,400	60.00	鉄筋コン クリート 造平屋建 て	へき地 教員宿 舎建築 事業	住用 中
11	平成 3年 度	奄美市住用町 大字市幸田1 番地1	1	20,000	60.00	鉄筋コン クリート 造平屋建 て	へき地 教員宿 舎建築 事業	市小
12	平成 3年 度	奄美市住用町 大字市幸田1 番地1	1	20,000	60.00	鉄筋コン クリート 造平屋建 て	へき地 教員宿 舎建築 事業	市中
13	平成 4年 度	奄美市住用町 大字西仲間92 番地1	2	20,000	60.00	鉄筋コン クリート 造2階建 て	へき地 教員宿 舎建築 事業	住用 小
14	令和	奄美市住用町	1	28,000	82.75	鉄筋コン	学校施	住用

7	昭和 60年 度	奄美市住用町 大字川内大川 原1057番地	1	13,400	60.00	鉄筋コン クリート 造平屋建 て	へき地 教員宿 舎建築 事業	東城 中
8	昭和 61年 度	奄美市住用町 大字城198番 地	1	13,400	60.00	鉄筋コン クリート 造平屋建 て	へき地 教員宿 舎建築 事業	東城 中
9	昭和 61年 度	奄美市住用町 大字川内大川 原1057番地	1	13,400	60.00	鉄筋コン クリート 造平屋建 て	へき地 教員宿 舎建築 事業	東城 中
10	昭和 62年 度	奄美市住用町 大字西仲間92 番地1	1	13,400	60.00	鉄筋コン クリート 造平屋建 て	へき地 教員宿 舎建築 事業	住用 中
11	平成 3年 度	奄美市住用町 大字市幸田1 番地1	1	20,000	60.00	鉄筋コン クリート 造平屋建 て	へき地 教員宿 舎建築 事業	市小
12	平成 3年 度	奄美市住用町 大字市幸田1 番地1	1	20,000	60.00	鉄筋コン クリート 造平屋建 て	へき地 教員宿 舎建築 事業	市中
13	平成 4年 度	奄美市住用町 大字西仲間92 番地1	2	20,000	60.00	鉄筋コン クリート 造2階建 て	へき地 教員宿 舎建築 事業	住用 小
14	令和	奄美市住用町	1	28,000	82.75	鉄筋コン	学校施	住用

	元年度	大字山間135番地				クリート造平屋建て	設環境改善交付金	小
住用町管内小計：14棟			15	—	—	—	—	—

3 笠利町管内

番号	建設年度	所在地	戸数	1戸当たり入居料月額 (円)	1戸当たり面積 (㎡)	構造	事業	備考
1	昭和44年度	奄美市笠利町大字喜瀬1567番地	1	8,000	50.00	鉄筋コンクリート造平屋建て	奄美群島振興事業	緑が丘小
2	昭和45年度	奄美市笠利町大字屋仁25番地	1	8,000	50.00	鉄筋コンクリート造平屋建て	奄美群島振興事業	屋仁小
3	昭和47年度	奄美市笠利町大字手花部18番地2	1	8,000	50.00	鉄筋コンクリート造平屋建て	奄美群島振興事業	手花部小
4	昭和48年度	奄美市笠利町大字節田307番地	1	8,000	50.00	鉄筋コンクリート造平屋建て	奄美群島振興事業	節田小
5	昭和50年度	奄美市笠利町大字手花部18番地2	1	14,000	42.00	鉄筋コンクリート造平屋建て	へき地教員宿舎建築事業	手花部小

	元年度	大字山間135番地				クリート造平屋建て	設環境改善交付金	小
住用町管内小計：14棟			15	—	—	—	—	—

3 笠利町管内

番号	建設年度	所在地	戸数	1戸当たり入居料月額 (円)	1戸当たり面積 (㎡)	構造	事業	備考
1	昭和44年度	奄美市笠利町大字喜瀬1567番地	1	8,000	50.00	鉄筋コンクリート造平屋建て	奄美群島振興事業	緑が丘小
2	昭和45年度	奄美市笠利町大字屋仁25番地	1	8,000	50.00	鉄筋コンクリート造平屋建て	奄美群島振興事業	屋仁小
3	昭和47年度	奄美市笠利町大字手花部18番地2	1	8,000	50.00	鉄筋コンクリート造平屋建て	奄美群島振興事業	手花部小
4	昭和48年度	奄美市笠利町大字節田307番地	1	8,000	50.00	鉄筋コンクリート造平屋建て	奄美群島振興事業	節田小
5	昭和50年度	奄美市笠利町大字手花部18番地2	1	14,000	42.00	鉄筋コンクリート造平屋建て	へき地教員宿舎建築事業	手花部小

6	昭和 54年 度	奄美市笠利町 大字中金久 182番地	1	12,000	58.00	鉄筋コン クリート 造平屋建 て	へき地 教員宿 舎建築 事業	赤木 名中
7	昭和 55年 度	奄美市笠利町 大字屋仁1475 番地	1	13,000	60.00	鉄筋コン クリート 造平屋建 て	へき地 教員宿 舎建築 事業	屋仁 小
8	昭和 58年 度	奄美市笠利町 大字喜瀬1478 番地	1	14,000	60.00	鉄筋コン クリート 造平屋建 て	へき地 教員宿 舎建築 事業	緑が 丘小
9	昭和 59年 度	奄美市笠利町 大字中金久 162番地 1	1	15,000	60.00	鉄筋コン クリート 造平屋建 て	へき地 教員宿 舎建築 事業	赤木 名小
10	昭和 60年 度	奄美市笠利町 大字笠利3267 番地	1	15,000	60.00	鉄筋コン クリート 造平屋建 て	へき地 教員宿 舎建築 事業	笠利 中
11	平成 2年 度	奄美市笠利町 大字辺留36番 1	4	16,000	60.00	鉄筋コン クリート 造2階建 て	へき地 教員宿 舎建築 事業	笠利 小
12	平成 3年 度	奄美市笠利町 大字宇宿2364 番地 3	2	17,000	60.00	鉄筋コン クリート 造平屋建 て	へき地 教員宿 舎建築 事業	宇宿 小
13	平成	奄美市笠利町	2	17,000	60.00	鉄筋コン	へき地	節田

6	昭和 54年 度	奄美市笠利町 大字中金久 182番地	1	12,000	58.00	鉄筋コン クリート 造平屋建 て	へき地 教員宿 舎建築 事業	赤木 名中
7	昭和 55年 度	奄美市笠利町 大字屋仁1475 番地	1	13,000	60.00	鉄筋コン クリート 造平屋建 て	へき地 教員宿 舎建築 事業	屋仁 小
8	昭和 58年 度	奄美市笠利町 大字喜瀬1478 番地	1	14,000	60.00	鉄筋コン クリート 造平屋建 て	へき地 教員宿 舎建築 事業	緑が 丘小
9	昭和 59年 度	奄美市笠利町 大字中金久 162番地 1	1	15,000	60.00	鉄筋コン クリート 造平屋建 て	へき地 教員宿 舎建築 事業	赤木 名小
10	昭和 60年 度	奄美市笠利町 大字笠利3267 番地	1	15,000	60.00	鉄筋コン クリート 造平屋建 て	へき地 教員宿 舎建築 事業	笠利 中
11	平成 2年 度	奄美市笠利町 大字辺留36番 1	4	16,000	60.00	鉄筋コン クリート 造2階建 て	へき地 教員宿 舎建築 事業	笠利 小
12	平成 3年 度	奄美市笠利町 大字宇宿2364 番地 3	2	17,000	60.00	鉄筋コン クリート 造平屋建 て	へき地 教員宿 舎建築 事業	宇宿 小
13	平成	奄美市笠利町	2	17,000	60.00	鉄筋コン	へき地	節田

	3年 度	大字節田97番 地				クリート 造平屋建 て	教員宿 舎建築 事業	小
14	平成 4年 度	奄美市笠利町 大字喜瀬1478 番地	2	17,000	60.00	鉄筋コン クリート 造平屋建 て	へき地 教員宿 舎建築 事業	緑が 丘小
15	平成 4年 度	奄美市笠利町 大字屋仁150 番地の1	2	17,000	60.00	鉄筋コン クリート 造平屋建 て	へき地 教員宿 舎建築 事業	屋仁 小
16	平成 5年 度	奄美市笠利町 大字里425番 地1	4	17,000	60.00	鉄筋コン クリート 造2階建 て	へき地 教員宿 舎建築 事業	赤木 名小
17	平成 6年 度	奄美市笠利町 大字里425番 地1	4	17,000	60.00	鉄筋コン クリート 造2階建 て	へき地 教員宿 舎建築 事業	赤木 名中
18	平成 6年 度	奄美市笠利町 大字佐仁2597 番地	1	11,000	60.00	鉄筋コン クリート 造平屋建 て	へき地 教員宿 舎建築 事業	佐仁 小
19	平成 7年 度	奄美市笠利町 大字辺留36番 地1	4	18,000	60.00	鉄筋コン クリート 造2階建 て	へき地 教員宿 舎建築 事業	笠利 中
20	平成 8年	奄美市笠利町 大字佐仁2664	1	13,000	61.00	木造平屋 建て	へき地 教員宿	佐仁 小

	3年 度	大字節田97番 地				クリート 造平屋建 て	教員宿 舎建築 事業	小
14	平成 4年 度	奄美市笠利町 大字喜瀬1478 番地	2	17,000	60.00	鉄筋コン クリート 造平屋建 て	へき地 教員宿 舎建築 事業	緑が 丘小
15	平成 4年 度	奄美市笠利町 大字屋仁150 番地の1	2	17,000	60.00	鉄筋コン クリート 造平屋建 て	へき地 教員宿 舎建築 事業	屋仁 小
16	平成 5年 度	奄美市笠利町 大字里425番 地1	4	17,000	60.00	鉄筋コン クリート 造2階建 て	へき地 教員宿 舎建築 事業	赤木 名小
17	平成 6年 度	奄美市笠利町 大字里425番 地1	4	17,000	60.00	鉄筋コン クリート 造2階建 て	へき地 教員宿 舎建築 事業	赤木 名中
18	平成 6年 度	奄美市笠利町 大字佐仁2597 番地	1	11,000	60.00	鉄筋コン クリート 造平屋建 て	へき地 教員宿 舎建築 事業	佐仁 小
19	平成 7年 度	奄美市笠利町 大字辺留36番 地1	4	18,000	60.00	鉄筋コン クリート 造2階建 て	へき地 教員宿 舎建築 事業	笠利 中
20	平成 8年	奄美市笠利町 大字佐仁2664	1	13,000	61.00	木造平屋 建て	へき地 教員宿	佐仁 小

	度	番地					舎建築 事業	
21	平成 8年 度	奄美市笠利町 大字佐仁2664 番地	1	14,000	72.00	木造平屋 建て	へき地 教員宿 舎建築 事業	佐仁 小
22	平成 13年 度	奄美市笠利町 大字手花部 3305番地1	2	13,000	63.00	木造平屋 建て	へき地 教員宿 舎建築 事業	手花 部小
23	平成 13年 度	奄美市笠利町 大字宇宿2364 番地3	2	23,000	80.00	鉄筋コン クリート 造平屋建 て	へき地 教員宿 舎建築 事業	宇宿 小
24	平成 15年 度	奄美市笠利町 大字笠利1052 番地	1	25,000	92.00	木造平屋 建て	へき地 教員宿 舎建築 事業	笠利 小
25	平成 15年 度	奄美市笠利町 大字里425番 地1	1	25,000	81.00	木造平屋 建て	へき地 教員宿 舎建築 事業	赤木 名中
26	平成 20年 度	奄美市笠利町 大字笠利2652 番地	1	27,000	82.00	木造平屋 建て	安全・ 安心な 学校づ くり交 付金	笠利 中
27	令和 元年	奄美市笠利町 大字中金久	1	26,000	80.00	木造平屋 建て	学校施 設環境	赤木 名小

	度	番地					舎建築 事業	
21	平成 8年 度	奄美市笠利町 大字佐仁2664 番地	1	14,000	72.00	木造平屋 建て	へき地 教員宿 舎建築 事業	佐仁 小
22	平成 13年 度	奄美市笠利町 大字手花部 3305番地1	2	13,000	63.00	木造平屋 建て	へき地 教員宿 舎建築 事業	手花 部小
23	平成 13年 度	奄美市笠利町 大字宇宿2364 番地3	2	23,000	80.00	鉄筋コン クリート 造平屋建 て	へき地 教員宿 舎建築 事業	宇宿 小
24	平成 15年 度	奄美市笠利町 大字笠利1052 番地	1	25,000	92.00	木造平屋 建て	へき地 教員宿 舎建築 事業	笠利 小
25	平成 15年 度	奄美市笠利町 大字里425番 地1	1	25,000	81.00	木造平屋 建て	へき地 教員宿 舎建築 事業	赤木 名中
26	平成 20年 度	奄美市笠利町 大字笠利2652 番地	1	27,000	82.00	木造平屋 建て	安全・ 安心な 学校づ くり交 付金	笠利 中
27	令和 元年	奄美市笠利町 大字中金久	1	26,000	80.00	木造平屋 建て	学校施 設環境	赤木 名小

	度	162番地 1					改善交 付金	
28	令和 元 年 度	奄美市笠利町 大字笠利313 番地	1	26, 000	80. 00	木造平屋 建て	学校施 設環境 改善交 付金	笠利 小
29	令和 2 年 度	奄美市笠利町 大字節田1708 番地16	1	26, 000	84. 00	木造平屋 建て	学校施 設環境 改善交 付金	節田 小
笠利町管内小計：29棟			47	—	—	—	—	—

	度	162番地 1					改善交 付金	
28	令和 元 年 度	奄美市笠利町 大字笠利313 番地	1	26, 000	80. 00	木造平屋 建て	学校施 設環境 改善交 付金	笠利 小
29	令和 2 年 度	奄美市笠利町 大字節田1708 番地16	1	26, 000	84. 00	木造平屋 建て	学校施 設環境 改善交 付金	節田 小
笠利町管内小計：29棟			47	—	—	—	—	—

議案第 3 号

奄美市適応指導教室設置要綱の一部を改正する規則の制定について

奄美市適応指導教室設置要綱（令和 4 年 2 月 21 日教育委員会告示第 5 号）の一部を次のように改正したいので，奄美市教育委員会の行政組織等に関する規則（平成 18 年奄美市教育委員会規則第 1 号）第 11 条の規定により議決を求める。

令和 8 年 2 月 24 日提出

奄美市教育委員会教育長 向 美 芳

奄美市適応指導教室設置要綱の一部を改正する要綱

奄美市適応指導教室設置要綱（令和 4 年奄美市教育委員会告示第 5 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

奄美市教育支援センター設置要綱

第 1 条「奄美市適応指導教室」を「奄美市教育支援センター」に改める。

附 則

この要綱は，令和 8 年 3 月 1 日から施行する。

新旧対照表

○奄美市適応指導教室設置要綱（令和４年２月21日教育委員会告示第５号）

新	旧
○奄美市<u>教育支援センター</u>設置要綱 奄美市<u>教育支援センター</u>設置要綱 （設置） 第１条 奄美市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、不登校及び不登校傾向にある児童生徒の学校復帰を支援するための適応指導を行い、もって不登校児童生徒の社会的自立に資するため、奄美市<u>教育支援センター</u>（以下「ふれあい教室」という。）を設置する。	○奄美市<u>適応指導教室</u>設置要綱 奄美市<u>適応指導教室</u>設置要綱 （設置） 第１条 奄美市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、不登校及び不登校傾向にある児童生徒の学校復帰を支援するための適応指導を行い、もって不登校児童生徒の社会的自立に資するため、奄美市<u>適応指導教室</u>（以下「ふれあい教室」という。）を設置する。

○奄美市教育支援センター設置要綱

令和4年2月21日教育委員会告示第5号

奄美市教育支援センター設置要綱

(設置)

第1条 奄美市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、不登校及び不登校傾向にある児童生徒の学校復帰を支援するための適応指導を行い、もって不登校児童生徒の社会的自立に資するため、奄美市教育支援センター（以下「ふれあい教室」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 ふれあい教室の名称及び設置場所は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ふれあい教室
- (2) 位置 奄美市名瀬幸町25番8号

(活動内容)

第3条 ふれあい教室は、児童生徒の保護者及び関係学校長並びに関係機関等と密接な連携を保ちながら、次に掲げる事業を行う。

- (1) 児童生徒、その保護者及び学校関係者に対し、学校生活、家庭生活又は社会生活において適応性を高めるための相談、助言及び指導に関すること。
- (2) 基本的生活習慣の改善に関すること。
- (3) 学習の基礎・基本の指導及び自学自習の支援に関すること。
- (4) 集団生活への適応に関すること。
- (5) 情緒の安定を図るために必要な措置を講じること。
- (6) 関係機関及び関係団体等との連絡調整に関すること。
- (7) 前各号のほか、目的を達成するために必要な事業の実施に関すること。

(対象児童生徒)

第4条 ふれあい教室に通級できる児童生徒（以下「通級児童生徒」という。）は、次の項目のすべてに該当する児童生徒とする。

- (1) 奄美市立小中学校に在籍する不登校児童生徒のうち、教育委員会においてふれあい教室における指導及び助言が効果的と判断され、かつ、通級が可能な児童生徒
- (2) 不登校児童生徒とその保護者がふれあい教室に通級することを希望する児童生徒
- (3) 通級を希望する児童生徒が在籍する学校長がふれあい教室に通級することを認める児童生徒

2 通級児童生徒の学籍は、在籍する奄美市立小中学校に置く。

(開級日等)

第5条 ふれあい教室の開級日は、奄美市の休日を定める条例（平成18年奄美市条例第2号）に規定する休日及び奄美市立学校管理規則（平成18年奄美市教育委員会規則第9号）第59条第1項第4号から第6号までに規定する休業日を除く日を原則として、教育委員会が指定する。

2 開級時間は、午前9時30分から午後3時30分までとする。

(職員)

第6条 ふれあい教室に、次の職員を置く。

(1) 教育相談員（以下「相談員」という。）

(2) 教育相談員兼ふれあい教室コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）

2 相談員は次の業務を行う。

(1) 家庭教育及び学校教育上の諸問題についての電話、面接等による教育相談

(2) 不登校児童生徒の指導支援・個人記録用紙の作成

(3) 児童生徒、保護者及び教職員からの教育相談

(4) 学校及び関係機関との連携

(5) その他必要な業務

3 コーディネーターは、相談員の業務の他にふれあい教室の運営を行なう。

4 相談員及びコーディネーター（以下この条において「相談員等」という。）は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員とする。

5 相談員等は、相談・適応指導、学習指導等に必要な知識及び経験又は技能を有し、かつ、その職務を行うために必要な識見を有する者のうちから教育委員会が任用する。

6 相談員等の任期は、その任用の日から同日の属する会計年度の末日までとする。

7 相談員等の勤務日及び勤務時間の割り振りは、教育委員会が行う。

8 相談員等は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

(教職員の協力)

第7条 ふれあい教室の指導業務に、必要に応じて通級児童生徒の在籍校の教職員の協力を得ることができる。

(出席の認定)

第8条 通級児童生徒がふれあい教室に通級した日は、在籍校に出席したこととして取り扱うもの

とする。ただし、在籍校の休業日を除く。

(出席状況の報告)

第9条 教育委員会は、通級児童生徒の出席状況について、ふれあい教室から提出される出席状況報告書により、在籍校の校長に報告するものとする。

(通級方法等)

第10条 通級児童生徒の通級方法及びふれあい教室への登下校上の安全については、通級児童生徒の保護者の責任において確保しなければならない。

(事故の対応)

第11条 ふれあい教室の管理下において、児童生徒に事故が発生したときは、独立行政法人日本スポーツ振興センターが行う医療費給付の範囲内で対応するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年3月1日から施行する。

議案第 4 号

奄美市児童生徒の出席停止の手續等に関する規則の一部を改正する
規則の制定について

奄美市児童生徒の出席停止の手續等に関する規則（平成18年3月20日教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正したいので、奄美市教育委員会の行政組織等に関する規則（平成18年奄美市教育委員会規則第1号）第11条の規定により議決を求める。

令和8年2月24日提出

奄美市教育委員会教育長 向 美 芳

奄美市児童生徒の出席停止の手續等に関する規則

奄美市児童生徒の出席停止の手續等に関する規則（平成18年奄美市教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第26条第3項及び第40条」を「第35条及び第49条」に改める。

附 則

この規則は、令和8年3月1日から施行する。

新旧対照表

○奄美市児童生徒の出席停止の手續等に関する規則（平成18年 3 月20日教育委員会規則第10号）

新	旧
第 1 条 この規則は，学校教育法（昭和22年法律第26号） <u>第35条及び第49条</u> の規定に基づき，児童又は生徒（以下「児童生徒」という。）の性行不良による出席停止の命令の手續等に関し，必要な事項を定めるものとする。	第 1 条 この規則は，学校教育法（昭和22年法律第26号） <u>「第26条第 3 項 及び第40条」</u> の規定に基づき，児童又は生徒（以下「児童生徒」という。）の性行不良による出席停止の命令の手續等に関し，必要な事項を定めるものとする。

○奄美市児童生徒の出席停止の手續等に関する規則

平成18年 3 月20日教育委員会規則第10号

奄美市児童生徒の出席停止の手續等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第35条及び第49条の規定に基づき、児童又は生徒（以下「児童生徒」という。）の性行不良による出席停止の命令の手續等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(出席停止の命令)

第2条 奄美市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、次に掲げる行為を繰り返し行う等性行不良であつて、他の児童生徒の教育に妨げがあると認める児童生徒があるときは、当該児童生徒の保護者に対して、児童生徒の出席停止を命ずるものとする。

- (1) 他の児童生徒に障害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為
- (2) 職員に障害又は心身の苦痛を与える行為
- (3) 施設又は設備を損壊する行為
- (4) 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

2 前項の出席停止の命令は、出席停止の対象となる児童生徒の保護者に出席停止の理由及び期間を記載した文書を交付して行うものとする。

(校長の報告及び意見具申)

第3条 校長は、前条第1項に規定する出席停止の要件に該当すると認める児童生徒があるときは、問題行動の内容、学校における指導の経過その他必要な事項を記載した文書に校長の意見を付して、教育委員会に報告しなければならない。

2 教育委員会は、前項の報告を受けた児童生徒に対して出席停止の適用を検討するに当たっては、当該校長からの意見具申を求めるものとする。

(保護者からの意見聴取)

第4条 教育委員会は、前条の規定により報告のあった児童生徒の保護者に対して当該児童の出席停止を命じようとするときは、当該保護者の意見を聴取しなければならない。ただし、保護者が正当な理由なく意見聴取に応じない場合は、この限りでない。

2 前項の意見聴取は、あらかじめ、日時及び場所を指定し、保護者の出頭を求めて行うものとする。ただし、緊急の場合又は正当な理由により保護者が出頭できないときは、電話その他の方法により行うことができる。

- 3 出席停止の対象となる児童生徒は、第1項の意見聴取に当たり、保護者に同席して意見を述べることができる。

(被害児童生徒等への対応)

第5条 教育委員会は、事実関係等を的確に把握するために、問題行動の被害者である児童生徒及びその保護者から事情を聴取するとともに、事後の対応に関して説明をするものとする。

(出席停止の期間)

第6条 教育委員会は、出席停止の期間の決定に当たって、学校の秩序の回復、出席停止の対象となる児童生徒の状況、他の児童生徒の心身の安定、保護者の監護等を考慮して、総合的に判断し、可能な限り短い期間となるよう配慮しなければならない。

(出席停止期間の延長)

第7条 教育委員会は、出席停止期間中の児童生徒が、学校外において第2条第1項各号に類する行為を行う等生活態度の改善が見られないと認めるときは、当該児童生徒の出席停止の期間を延長することができる。この場合において、第2条第2項、第3条及び第4条の規定を準用する。

(出席停止の解除)

第8条 教育委員会は、出席停止の期間中の児童生徒に対して、当該児童生徒及び他の児童生徒の状況並びに校長の意見を考慮して、出席停止を解除することができる。

- 2 出席停止の解除の手続は、出席停止の命令の手続の例による。

(指導計画の策定)

第9条 教育委員会は、出席停止の適用を決定するに当たって、学校、関係機関等との連携を図り、出席停止期間中の当該児童生徒に対する個別指導計画を策定するものとする。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の名瀬市児童生徒の出席停止の手続等に関する規則（平成13年名瀬市教育委員会規則第3号）、児童生徒の出席停止の手続等に関する規則（平成14年住用村教育委員会規則第2号）又は笠利町立学校児童生徒の出席停止の手続等に関する規則（平成14年笠利町教育委員会規則第6号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれ

れこの規則の相当規定によりなされた処分，手続その他の行為とみなす。

報告第 1 号

住用町内学校の在り方について

このことについて、住用町内学校在り方検討委員会設置要綱（令和 7 年奄美市教育委員会告示第 2 号）第 2 条の規定に基づき、住用町内学校の在り方検討委員会に諮問して調査及び検討を進めてきましたが、住用町内学校の在り方検討委員会から別紙のとおり答申がありました。

つきましては、住用町内学校在り方検討委員会設置要綱第 2 条の規定により、教育委員会に報告し、承認を求めます。

令和 8 年 2 月 24 日提出

奄美市教育委員会教育長 向 美芳

令和8年2月16日

奄美市教育委員会

教育長 向 美芳 様

住用町内学校の在り方検討委員会

委員長 原田 義則

住用町内学校の在り方について（答申）

令和7年7月4日付け奄住教第8号で諮問のあった「住用町内学校の在り方について」について、本検討委員会において慎重に検討を重ねた結果、今後の望ましい住用町内学校の在り方について、基本的な方針を付して答申する。

今後の望ましい住用町内学校の在り方について
～住用町内学校の在り方に関する基本方針～

1 基本的な考え方

(1) 統合の賛否 検討委員会では統合が望ましいと判断する。

検討委員会では、アンケート結果を受け、住用町内の全小中学校において同学年の児童生徒が切磋琢磨し、学力・体力の向上および協調性の育成を望んでいることが確認された。

以上の結果を踏まえ、小学校と中学校の統合が望ましいと判断した。

(2) 学校の位置 統合後の新学校位置は東城小中学校が望ましいと判断する。

検討委員会では、アンケート結果から、教室数の確保、災害・防犯面、周辺施設（プール、学童、認定こども園）の環境・設備条件が良好であるとの意見が多く、保護者負担等も考慮した結果、統合後の新学校位置は東城小中学校が望ましいと判断した。

(3) 統合の形態 施設統合を優先することが望ましいと判断する。

検討委員会では、施設統合を優先することが望ましいと判断した。統合の形態については、今後時間をかけて教育課程の再編成や、小中9年間を見通した小中一貫教育について検討していくことが望ましい。

(4) 統合の時期 早期に開校できるような方向で進めることが望ましいと判断する。

学校統合に当たっては、学校施設の長寿命化計画に基づき老朽化対策を行うことが必要である。また、自然災害に対する安全性の確保および快適な学校生活を送れるよう、最適な方法により整備すべきである。早期の統合を求める声も多くあることから、次年度に「準備委員会」を立ち上げ検討することが望ましい。

2 学校規模の適正化を進める上で留意すべき事項

(1) 安全・安心な教育環境整備について

- ・学校施設の老朽化が課題となっており、教育環境向上と老朽化対策を一体的に整備する必要がある。
- ・学校施設は、子どもたちが一日の大半を過ごす学習・生活の場であることから、様々な災害を想定し、学校・家庭・地域が連携した見守り体制を構築する必要がある。

(2) 児童生徒や保護者への配慮について

- ・学校再編に伴い通学区域が広範囲となり、児童生徒や保護者への負担が大きくなることから、スクールバス等の通学手段を確保する必要がある。
- ・学校再編に伴い、学校間の合同学習や交流活動の機会を設けるなどし、児童生徒に生じる負担軽減を図る必要がある。

(3) 地域との関係性について

- ・地域資源や地域行事を通じて郷土理解を深めるため、地域と一体となった学校づくりを進める必要がある。
これは再編後の新しい学校に限らず、再編前の学校周辺地域との連携・交流についても同様である。

(4) 教職員について

- ・多様な校務に対応できるよう、再編統合後においても、働きやすく充実した指導が可能な組織体制を構築する必要がある。

(5) 学校の統廃合に伴う既存施設の利活用について

- ・学校再編後の校舎を利活用するなど、地域の将来像を踏まえた新たな拠点づくりや新たな地域づくりを進める必要がある。